

マンガやクイズで楽しく学べるウェブサイト

大人への道[!]しるべのまとめ

2022年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられます。

「大人への道しるべ」は、大人になるまでに知っておきたいことを、マンガやクイズで楽しく学べるウェブサイトです。

大人

契約

消費者
契約

クレジット
カード

お酒

SNS



この資料は、6つのテーマのポイントをまとめたものです。
詳しくは「大人への道しるべ」をご覧ください。

<https://seinen.go.jp/>



第1話「大人って何？」



- 成年年齢とは、
 - ① 一人で有効な契約ができる年齢
 - ② 親権に服さなくなる年齢 のこと。
- 成年になると、親の同意なく契約を結ぶことができる反面、結んだ契約を守る責任を負う。
- 一人で契約をすることができるということは、社会に一人前の構成員として迎え入れられるという意味を持つ。
- 成年年齢の引下げには、18歳、19歳の方に社会で活躍して欲しいという願いが込められています。みなさんも大人としての自覚を持って、一緒に社会を作っていきましょう。



第2話「契約は人と人との約束」



- **契約とは、**
お金を払って人からモノ・サービスの提供を受けたり、働いてお金をもらったりする**約束**のこと。
※ **合意で成立**する（**口頭でもOK**）。
- 成年になると年齢だけを理由に契約を取り消すことができず、**結んだ契約を守る責任を負う。**

※未成年者は、自由に使ってよいと言われたお小遣いの範囲内：**親の同意なく契約できる**

上記の範囲外：契約を自分や親が**取り消すことができる** = **未成年者取消権**

- **契約をするときは、**
それが**自分に必要なものかをよく考えることが大切。**



第3話「消費は賢く」



- わざと人をだましたり、人が困っていることにつけこんで契約を締結させたりする**悪質商法は要注意！**

- 例えば、次の場合、**結んだ契約を取り消すことができる。**

- この商品は絶対に値上がりすると言われて10万円の金融商品を買ったが、その後暴落した（**断定的判断の提供**）
- 付き合っていると思っていた相手から、これを買ってくれないと別れると言われてやむなく高価な宝飾品を買わされた（**デート商法**）

※ 自分が買った商品を友達に勧めて、買ってもらえたら紹介料をもらえるという誘い（**マルチ商法**）にも注意しよう。

- 怪しいと思ったら、**周りの人や消費者ホットライン「188」に相談**しよう。



「イヤヤン」
消費者ホットライン188
イメージキャラクター

第4話「クレジットカードの利用は慎重に」



- クレジットカードは、
カード会社が利用者を信用して立替払いしてくれることによつて、**後払いができる**もの。
= **その時に持っている金額以上の買い物ができる**

- **さまざまな支払方法**がある。

- **一括払い**：1か月分の利用金額を、翌月の支払日に**まとめて支払う**
- **分割払い**：ある買い物の金額を、**数回に分けて支払う**
- **リボ払い**：支払うべき残高に対して、**毎月一定の金額を支払う**

手数料
up

※支払額を少なくしても、**長期的には多額の手数料を支払うことになることもある!**

- **支払を滞納すると、信用が傷つき、将来カードが作れなくなったり、ローンが組めなくなったり**することもある。万が一、**支払ができなくなっても、様々な救済手続があるので、放っておかず、信頼できる人に相談しよう。**



第5話「成年はお酒もOK？」



- 成年年齢が18歳になっても、**飲酒は20歳からのまま**。
- 20歳になっても、
お酒を長時間多量に飲むと、**脳や肝臓等に悪影響が出る**
ことから、**適量で楽しむ**こと。
- 「飲み会」で、
場の雰囲気流されて多量のお酒を飲む（飲ませる）と、
急性アルコール中毒で死亡する危険がある。
- 飲酒運転も**非常に危険**。自分がするだけでなく、**他人の飲酒運転につながる行為も禁止**（**刑罰等の対象**）。
- **喫煙や競馬・競輪などのギャンブルも、20歳から**。



第6話「SNSは便利で怖い」



- SNSは、
私たちの生活を豊かなものにしてくれる一方、
利用方法によっては、被害者・加害者になり得るもの。
- 例えば、個人情報の漏えい、誹謗中傷、見られたくない写真などの拡散といったリスクがある。
- SNSの投稿により傷つけられた場合の対処法には、
 - ① 運営者に投稿の削除を求める
 - ② 投稿した人に損害賠償を求める
※ 匿名の投稿であっても、必要な手続をとれば、
書き込んだ人を特定することができる
 - ③ 投稿した人の処罰を求める
などがある。

